

## 中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2022 年 4 月 15 日号 (No.373)

### I. 重要法令等の解説

1. 『『不正競争防止法』適用の若干問題に関する解釈』

### II. 注目法令等の紹介

1. 「2022 年度ネットワーク安全国家標準に係る需要の公布に関する通知」

### III. その他の法令等一覧

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<https://www.mhmjapan.com/>

弁護士 石本 茂彦

☎ 03-5223-7736

弁護士 江口 拓哉

☎ 06-6377-9402

弁護士 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

弁護士 康 石

☎ 03-5223-7796

弁護士 森 規光

☎ 03-6266-8748

本号編集責任者：小野寺 良文

## I. 重要法令等の解説

### 1. 『『不正競争防止法』適用の若干問題に関する解釈』

(原文「关于适用《中华人民共和国反不正当竞争法》若干问题的解释」)

最高人民法院 2022 年 3 月 16 日公布、2022 年 3 月 20 日施行

執筆担当：金 春賢、塩崎 耕平、森 規光

中国の「不正競争防止法」(以下「法」という。)は、1993 年に制定され、その後改正が繰り返されてきた。2007 年、最高人民法院は、「不正競争民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」(以下「旧司法解釈」という。)を制定したが、旧司法解釈では実情に対応しきれない状況が生じていたことを受け、今般『『不正競争防止法』適用の若干問題に関する解釈』(以下「本司法解釈」という。)を新たに公布した<sup>1</sup>。旧司法解釈は、本司法解釈の施行日である 2022 年 3 月 20 日をもって廃止された。

本司法解釈は、不正競争防止法上の一般条項の適用要件、混同行為及びネットワーク妨害行為の認定、賠償額の決定等に関する多くの問題について明確化しており、旧司法解釈の内容を大福に改正するものとなっている。

#### (1) 一般条項(法 2 条)の適用範囲や要件の明確化

法 2 条は、事業者は市場競争原則に従うべきこと、及び不正競争行為を「市場競争秩序を乱し、他の事業者又は消費者の合法的権益に損害を与える行為」と定義する一般条項である。この一般条項は、近年、人民法院が新しい類型の不正競争行為

<sup>1</sup> 2021 年 8 月 18 日に公表された本司法解釈の意見募集稿については、[本ニュースレターNo.360 \(2021 年 10 月 1 日発行\)](#) をご参照ください。

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

を認定する根拠規定の一つとして運用されている<sup>2</sup>。本司法解釈は、このような人民法院の運用を明確にするために、市場競争秩序を乱し、他の事業者又は消費者の合法的權益に損害を与える行為は、法第2章（不正競争行為）において明確に列挙されていない行為及び特許法、商標法、著作権法等の法令で明確に列挙されていない行為についても、法2条が適用され、不正競争行為として認定される場合があることを明記した（1条）。

また、法2条では、事業者は「商業道徳」を遵守しなければならないことも規定されており、事業者が商業道徳に反しているかが、裁判において、一般条項に従って不正競争行為を認定する際に重点的な判断要素となっている<sup>3</sup>。この点、本司法解釈は特定の商業領域において普遍的に遵守され、認められている行動規範を「商業道徳」と認定することができるように規定した上で、具体的な判断にあたっては、業界における規則や商業慣例、事業者の主観的状态、取引相手の選択意思、消費者の權益、市場の競争秩序、及び社会公共利益への影響等の要素を総合的に考慮すると規定した（3条）。

**(2) 混同行為（法6条）の認定基準の明確化**

法6条は、事業者が、同条1号ないし4号に掲げる混同行為を行って、人々に他人の商品であるとの誤認又は他人と特定の関係が存在するとの誤認を生じさせてはならないことを規定している。本司法解釈は、ある行為が法6条に規定する混同行為に該当するかについての認定基準をさらに明確化した。その主な内容は、下表のとおりである。

対象となる規定	本司法解釈における解釈
他人の一定の影響を有する商品の名称、包装、装飾等と同一又は類似する標章を無断で使用する混同行為（法6条1号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 一定の市場知名度があり<sup>4</sup>、かつ商品の出所を区別する顕著な特徴がある標章を無断で使用することは、左記に該当し得る（4条1項）。</li> <li>➤ 事業者の営業場所における装飾、営業用品のデザイン、営業人員の服装等によって構成される独特の風格を持つ全体的な営業イメージは、「装飾」という標章に該当し得る（8条）。</li> <li>➤ 事業者が無断で法6条に規定する標章を使用した商品を販売することで、人々に他人の商品であるとの誤認又は他人と特定の関係が存在するとの誤認を生じさせた場合は、左記に該当し得る。但し、合法的な出所に関する抗弁</li> </ul>

<sup>2</sup> 例えば、百度（Baidu）が、競合である「360 検索」が百度が運営するウェブサイトの情報を収集できないようにしたことに関して、北京市高級人民法院は、法2条の一般条項に基づき、百度が「360 検索」の合法的權益及び関連消費者の利益に与えた損害、競争原則への違反性及び市場競争秩序に与える影響、並びに誠実信用原則及び検索エンジン業界において公認される商業道徳への違反性を評価した上で、不正競争行為の成立を認めた。

<sup>3</sup> 最高人民法院民三庭責任者による本司法解釈公布に関する記者会見参照  
<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-351301.html>。

<sup>4</sup> 本司法解釈は、一定の市場知名度があるか否かを認定するときは、関連公衆への知名度、商品販売の時期、地域、数量金額及び対象、宣伝の持続期間、程度及び地域範囲、並びに標章が保護を受けている状況等の要素を総合的に考慮しなければならないと規定する（4条2項）。

## 中国最新法令 < 速報 >

	が認められる (14 条)。
他人の一定の影響力を有する企業名称(略称、屋号等を含む)、社会組織の名称(略称等を含む)又は氏名(ペンネーム、芸名、訳名等を含む)を無断で使用する混同行為(法6条2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>名称が保護される市場主体の範囲が詳細化され、中国国内で商業的に使用されている国外企業の名称を無断で使用する行為も左記に該当することが改めて規定された(9条)。</li> </ul>
人々に他人の商品であるとの誤認又は他人と特定の関係が存在するとの誤認を生じさせるのに十分なその他の混同行為(法6条4号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>商業的な関連性、ライセンス関係、商業タイトル(中国語: 商業冠名)、広告出演等、他人と特定の関係が存在するとの誤認を生じさせる行為は左記に該当し得る(12条2項)。</li> <li>法6条1号、2号、及び3号<sup>5</sup>以外の一定の影響力を有する標章を無断で使用し、又は他人の登録商標、未登録の周知商標を企業名称の中の商号として使用することにより、人々に他人の商品であるとの誤認又は他人と特定の関係が存在するとの誤認を生じさせた場合は、左記に該当し得る(13条)。</li> </ul>

### (3) ネットワーク妨害行為の認定

法12条は、事業者が、技術的手段を利用し、利用者の選択に影響を及ぼすこと又はその他の方法を通じて、同条1号ないし4号に掲げる、他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運用を妨害し、破壊する行為を行ってはならないと規定している。この、ネットワーク妨害行為に関する条文は、2017年の法改正により追加されたものであるが、本司法解釈は、ネットワーク妨害行為の認定に関する問題について、下表のとおり明確化している。

対象となる規定	本司法解釈における解釈
強制的に特定のページへ移動させる行為(法12条2項1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の事業者及びユーザーの同意を取得せずに直接移動させた場合、法12条2項1号に該当する(21条1項)。</li> <li>リンクを挿入しただけであって、ページの移動自体はユーザーの行為により行われた場合は、リンクの挿入の具体的な方法、合理的な理由の有無、ユーザーやその他事業者の利益に与えた影響等を総合考慮して同号該当性を判断する(21条2項)。</li> </ul>

<sup>5</sup> 法6条3号は、「他人の一定の影響力を有するドメイン名の主体部分、ウェブサイト名称、ウェブページ等を無断で使用する」混同行為を行って、人々に他人の商品であるとの誤認又は他人と特定の関係が存在するとの誤認を生じさせてはならないことを規定している。

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

<p>誤導し、欺き、強迫して、他の事業者のネットワーク製品・サービスをアンインストール等させる行為 (法 12 条 2 項 2 号)</p>	<p>➤ 事業者が事前にユーザーに明示して同意を得ずに、誤導し、欺き、強迫して利用者にアンインストール等させて、他の事業者が提供するネットワーク製品・サービスを悪意で干渉し又は破壊したときは、左記に該当する(22 条)。</p>
--	--

**(4) 賠償額の決定**

混同行為（法 6 条）、営業秘密侵害行為（法 9 条）については、権利者が権利侵害によって受けた実際の損失、権利侵害者が権利侵害によって得た利益を確定することが難しいときは、権利侵害行為の情状に基づき 500 万元以下の賠償を与えることができる旨の規定が存在する（法 17 条 4 項）が、その他の行為については同様の規定や司法解釈は存在しなかった。

本司法解釈は、混同行為及び営業秘密侵害行為以外の行為である、一般条項違反行為（法 2 条）、虚偽宣伝行為（法 8 条）、営業誹謗行為（法 11 条）、ネットワーク妨害行為（法 12 条）についても、法 17 条 4 項の規定を参照して、賠償額を決定できるとした（23 条）。

**(5) その他**

このほか、旧司法解釈ではひとまとめに規定していた「虚偽の商業宣伝」と「誤解を生じさせる商業宣伝」を明確に分けて規定する条項（16、17 条）、他人が捏造した虚偽情報又は誤導的な情報を流布する場合も法 11 条が禁止する虚偽情報の捏造・流布行為に該当することを明確化する条項（20 条）等を設けている。

(全 29 条)

**II. 注目法令等の紹介****1. 「2022 年度ネットワーク安全国家標準に係る需要の公布に関する通知」**

(原文「关于发布 2022 年度网络安全国家标准需求的通知」)

全国情報安全標準化技術委員会 2022 年 3 月 6 日公布、2022 年 3 月 15 日施行

執筆担当：崔 俊、福島 翔平、鈴木 幹太

全国情報安全標準化技術委員会は、ネットワーク安全保障に関する国家標準の役割を強化するため、「2022 年度ネットワーク安全国家標準に係る需要の公布に関する通知」（以下「本通知」という。）を公布した。本通知は、全国情報安全標準化技術委員会が、ネットワーク安全保障に関する法制度上の課題、及びこれに対応するために制定予定の国家標準を明らかにしたものである。各団体や組織が、本通知に基づき、国

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

家標準の原案を申告することが予定されており、国家標準を具体化していく手順の一環と位置付けることができる。

本通知の別紙1(2022年におけるネットワーク安全の国家標準に係る需要目録)において、全国情報安全標準化技術委員会が今後制定予定の国家標準(合計34個)及びその主な内容を明らかにしている。同目録における合計34個の標準のうち、重要な標準として以下を紹介する。

## (1) 「個人情報保護法」に関連する国家標準

名称	内容
情報安全技術 機微な個人情報取扱安全要求(No.5)	機微な個人情報の取扱い(「個人情報保護法」2章2節)について、収集の必要性、告知・同意等の安全要求に関する国家標準を設ける予定
情報安全技術 個人情報に基づき自動化された意思決定安全要求(No.6)	自動化された意思決定(「個人情報保護法」24条)及び関連応用過程におけるデータ安全と個人情報保護要求を明確化する予定
情報安全技術 個人情報域外提供認証要求(No.9)	個人情報の域外提供(「個人情報保護法」38条)の安全原則、安全要求及び認証規則を明確化する予定

## (2) 「データ安全法」に関連する国家標準

名称	内容
情報安全技術 重要データ取扱安全要求(No.1)	データ保護(「データ安全法」21条)について、データ取扱者による重要データの取扱過程における保護要求等を明確化する予定
情報安全技術 データ安全リスク評価弁法(No.2)	「データ安全法」18条及び30条に関連して、データ安全リスク評価の方法、プロセス、評価報告の作成等を明確化する予定

## (3) その他の国家標準

名称	内容
情報安全技術 重要情報インフラ安全検査評価要求(No.13)	重要情報インフラの分析識別、安全防護、検査測定評価、監視早期警戒、手動防衛、事件処置等における安全検査評価要求に関する国家標準を設ける予定

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

## Ⅲ. その他の法令等一覧

2022年3月23日から2022年4月5日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

1. 「地方各級人民代表大会及び地方各級人民政府組織法（改正）」  
（原文：关于修改《中华人民共和国地方各级人民代表大会和地方各级人民政府组织法》的决定）  
（全国人民代表大会、2022年3月11日公布、2022年3月12日施行）
2. 「行政賠償事件の審理における若干問題に関する規定」  
（原文：关于审理行政赔偿案件若干问题的规定）  
（最高人民法院、2022年3月20日公布、2022年5月1日施行）
3. 「電子たばこ管理規則」  
（原文：电子烟管理办法）  
（国家煙草專売局、2022年3月11日公布、2022年5月1日施行）
4. 「車のインターネットにおけるネットワーク安全及びデータ安全標準体系の構築に関するガイドライン」  
（原文：车联网网络安全和数据安全标准体系建设指南）  
（工業情報化部、2022年2月25日公布、同日施行）
5. 「未成年者ネットワーク保護条例（意見募集稿）」  
（原文：关于《未成年人网络保护条例（征求意见稿）》再次公开征求意见的通知）  
（国家インターネット情報弁公室、2022年3月14日公布、意見募集期限2022年4月13日）
6. 「突発事件緊急対応案管理規則（改正意見募集稿）」  
（原文：关于公开征求《突发事件应急预案管理办法（修订征求意见稿）》意见的函）  
（緊急対応管理部、2022年3月10日公布、意見募集期限2022年4月11日）
7. 「入国動植物検疫審査認可管理規則（意見募集稿）」  
（原文：关于《进境动植物检疫审批管理办法（征求意见稿）》公开征求意见的通知）  
（税関総署、2022年3月17日公布、意見募集期限2022年4月17日）

## セミナー情報

- セミナー 『中国の労働法制と労務管理のポイント』  
開催日時 2022年5月25日（水）13:30～16:30  
講師 五十嵐 充  
主催 株式会社労務行政 人事育成事業部 セミナー事務局
- セミナー 『中国現地の労務管理のポイント～中国労務管理の特徴から新たに施行される個人情報保護法への対応も含めた最新トピックまで～』  
開催日時 2022年5月31日（火）13:30～16:30  
講師 五十嵐 充、宇賀神 崇  
主催 株式会社経営調査研究会

## 中国最新法令 < 速報 >

### 文献情報

- 論文 「2022年企業法務の展望 第3回 海外個人情報保護規制への対応 2022 GDPR、中国個人情報保護法、CPRA等の法改正動向と実務のトレンド」  
掲載先 BUSINESS LAWYERS  
著者 田中 浩之
  
- 論文 「中国最新法律事情（260）中国の会社法（改正草案）」  
掲載先 国際商事法務 Vol.50 No.3  
著者 鈴木 幹太、水本 真矢、呉 馳
  
- 論文 「外資企業が注意すべき法制度（2）情報セキュリティ、個人情報保護、独禁法」  
掲載先 日中経済ジャーナル 2022年4月号  
著者 石本 茂彦
  
- 書籍 『実務 中国労働法 日中対比で学ぶ最新労務管理』  
出版社 一般社団法人経団連事業サービス（2022年4月4日発行）  
著者 五十嵐 充

### NEWS

- **新型コロナウイルス対応 参考リンク集（随時更新）**  
新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。

## 中国最新法令 < 速報 >

### 中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、李珉、山口健次郎、鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、宇賀神崇、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、吉佳宜、戴樂天、姚珊、沈陽、崔俊、華花、柴巍、吳馳、張雪駿、孟立恵、胡勤芳、高玉婷、張超、李昕陽、崔北媿、金春賢

### TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング

TEL : 03-5220-1839

FAX : 03-5220-1739

✉ [tokyo-sec@mhm-global.com](mailto:tokyo-sec@mhm-global.com)

### SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大廈 6 階 200120

TEL : +86-21-6841-2500

FAX : +86-21-6841-2811

✉ [shanghai@mhm-global.com](mailto:shanghai@mhm-global.com)

### BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号

北京發展大廈 316 号室 100004

TEL : +86-10-6590-9292

FAX : +86-10-6590-9290

✉ [beijing@mhm-global.com](mailto:beijing@mhm-global.com)

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

[mhm\\_info@mhm-global.com](mailto:mhm_info@mhm-global.com)

03-6212-8330

[www.mhmjapan.com](http://www.mhmjapan.com)